東京都勝山学園

Ⅰ　施設概要

所在地	千葉県安房郡鋸南町下佐久間１４６９

	事業種別		定　員
指定管理事業	第１種社会福祉事業	児童養護施設	６４人

Ⅱ　令和8年度の運営方針

学園の養育理念及び倫理綱領に則り、児童の人権を守る使命を持ち、児童一人一人が「生まれてきて良かった」と自己肯定感を培い育みながら、情緒の安定を促し、生活習慣、社会性の習得、健全な成長を支援する。

また、児童や保護者の状況を的確に把握しながら、家庭的な養育に徹し、安全で安心な生活の確保と児童本位のサービスの提供を充実していくとともに、効率的な施設運営に努めていく。

児童本位の支援の徹底

（１）児童相談所、学校、地域等との連携を一層強固なものとし、児童、保護者のニーズを的確に捉えた支援を行う。

（２）児童と保護者との関係性を重んじながら、家族再統合を適切に進める。

（３）児童の人格の尊厳を尊重し、願いや要求に真摯に向き合い、主体的な意思や自己決定の過程を支援する。

（４）福祉サービス第三者評価、利用者満足度調査の結果を踏まえ、より質の高いサービスを提供する。

２　人材育成と運営体制の強化

（１）将来にわたり安定的かつ継続的に質の高いサービスを提供していくことができるよう、個々の職員の支援能力の向上とチームワークの強化を目的とした研修やＯＪＴを充実させていく。

（２）リスクマネジメントや個人情報保護・情報セキュリティ対策、権利擁護（虐待防止等）の取組の徹底を図るため、運営体制の強化に努めていく。

（３）全職員が業務改善、経費節減、環境負荷軽減等に向け、創意工夫に努める。

３　地域との連携強化

（１）長年の施設運営により培った地域との良好な関係を大切にしながら、地域の一員としての誠実かつ責任ある活動に努め、地域との一層の信頼関係の構築、強化を図る。

（２）学校、行政機関等との連携を密に、地域行事、ＰＴＡ、青年会活動等への参加や協力を通じて、地域との相互交流を促進する。

また、児童の安全対策を最優先し、感染予防対策を徹底して行いながら、各事業や取組を実施していく。

Ⅲ　実施計画

現状において、神経発達症や知的障害、情緒不安を抱えているなど、特別な対応を要するケア、心理的・医療的ケアを必要とする児童が増えている。また、中高生が実員の半数以上を占めている。

令和８年度は、こうした状況を踏まえ、職員間や児童相談所等の関係機関との連携を強め、地域のネットワークや社会的資源を有効に活用しながら、児童の健全な成長、育成を支援していくため、以下の事項に取り組む。

１　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（１）アクションⅠ－１　児童や利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　児童の意見表明の支援

日常の支援において個々の児童の意見、要望に耳を傾け、迅速に対応する。

加えて年２回アンケートを実施（８月第三者評価調査、１１月利用者満足度調査）、１月には年代別横割り活動代表者による意見表明の場を設定する。全職員が児童の意見を傾聴するという原則に基づき、上記の様々な機会を通じ意見表明が円滑に行えるよう支援していく

イ　自立支援計画の策定

新たな自立支援計画票をもとに、児童の意向意見を踏まえ作成をする。また園独自に取り組んでいる小学生向け「夢シート」、中学生向け「将来の夢考察シート」、高校生向け「コースプランニングシート」等の作成を通じ、将来展望を見据え、自立支援を意識した取組を継続して実施する。　児童の意向を踏まえ、児童相談所、教育機関、医療機関などと連携していく。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和７年度の受審では標準項目を全て満たしているとの評価を受けた。評価された取組については今後とも充実させていくとともに、改善が望まれるとし

て指摘を受けた事項については重点的に改善を図っていく。また、令和７年度において更なる改善が望まれるとして挙がった点については改善計画を作成し、着実に実行していく。それにより評価項目における標準項目の達成率１００％を目指すとともに、サービスの向上に努めていく。

（ア）　令和７年度評価結果における「特に良いと思う点」

① 子どもの最善の利益が確保できるように書式や策定方法を見直して子どもの意向や意見を取り入れた自立支援計画票を立てられるようにした

② スマートフォン（携帯）の全高校生への貸し出しやアルバイトの推奨等を通じて社会体験を拡充する支援をしている。

③長い歴史の中で地域との交流を深めながら良好な関係を作り上げ、この地に根差した学園になっている。

（イ） 令和７年度評価結果における「更なる改善が望まれる点」

①　子どもの自己領域確保の充実のため、ソフト面の工夫と合わせ、改修や備品設置によるハード面でのプライバシー確保の強化にも期待する。

②　手引書に沿ったサービスを実施しているが、手順に変更があった場合に変更点をすぐに全職員へ共有し、周知徹底するとよい。

③　新型コロナウイルス感染症については、未だ各地で感染者が発生しているので、事業継続計画（BCP）を策定し対応等に万全を期されたい。

（ウ）「更なる改善が望まれる点」の改善に向けた取組計画

①　１ユニットの小規模化、および施設設備の改修の実現に向け、事業団及び東京都へ働きかけ、具体案について検討を進める。

②システムを活用した手引書等の共有化の実現。

③ 新型コロナウイルス感染症に対する BCP の作成をする。

令和８年度は、高く評価された点や過去の受審結果を踏まえ、利用者サービスを一層充実させていく。引き続き福祉サービス第三者評価を受審し、サービス向上に努めるとともに、評価項目における標準項目の達成率１００％を目指す。

また、令和７年度の指摘事項については、改善計画を実行していく。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）
第三者評価による改善	１００％

エ　苦情解決制度の充実

苦情解決箱（こころすっきりポスト、ねこポスト、お悩み解決箱）の存在を周知する。また苦情解決委員写真入りポスターや勝山学園における苦情相談シ

ステムの掲示など苦情解決制度の存在を周知し、すべての児童が相談しやすい環境を構築する。

第三者委員（人数・属性等）	相談実施回数	相談実施人数
３人（元教員２人、元職員１人）	年４回	５人

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

意見箱への投函件数	４件

オ　利用者満足度調査の実施

利用者サービスの改善に向けた調査において、園に対する意見や要望を児童から募り、施設の運営に可能な限り反映させていく

実施内容	実施時期
利用者満足度アンケート調査「ほんとのきもち」	１１月

（２）アクションⅠ－２　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　リービングケアの充実

就職、進学による卒園、家庭復帰、関係性再構築による家族再統合など、児童一人一人が次のステージに向かうリービングケアを関係機関と連携して充実していく。

（ア）家族再統合

	計　画
親子宿泊	延１０泊
	対象児童５人
保護者との面会、外出	延６８回
	対象児童１６人
外泊、一時帰宅	延９回
	対象児童３人

（イ）自立に向けた支援

	計　画	
学習会等の実施	実施回数	延２０回
	対象児童	中学生対象・対象児童１人

学習塾通塾児童	実施人数	１２人
	対象児童	対象児童２４人（小学校５年生以上）
自活訓練等の実施	実施人数	５人
	延日数	延７０日
	対象児童	対象児童　高校２年生４人、高校３年生１人
職場体験	実施人数	７人
	延日数	延１４日

（ウ）児童の進路決定率

	計　画
進路決定率 （進路先内訳）	１００％（高校３年生等　１人） （進路先内訳：進学）

イ　アフターケアの充実

退所児童のアフターケア計画を策定し、居宅や職場への訪問等を行うとともに、園の行事に招くなど、児童とのつながりを断つことなく、退所後も安定的に自立した生活が営めるよう支援していく

（ア）退所児童のアフターケア

（対象児童：自立児童退所後１０年、家庭復帰児童退所後５年）

	計　画
実施人数	３５人 ／対象児童４８人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	１３人

（３）アクションⅠ－３　虐待防止の徹底

職員倫理綱領や虐待防止マニュアルの周知徹底を図るとともに、養育理念・倫理綱領の定期的な輪読、虐待防止や対応困難な児童への支援ノウハウに関する研修を継続的に実施し、大人から児童への暴力はもちろん、児童間の暴力、児童から大人への暴力など、あらゆる暴力を許さないという強い人権意識を全職員が共有したうえで支援にあたる。併せて、令和７年度に設置した権利擁護委員会における取組を継続し、児童の権利擁護を徹底していく。

また、「重大事故ゼロ運動」を継続して実施するとともに、虐待等防止委員会の開催を通じて、発生した事案の検証と具体的な改善策を継続的に検討する。その

際、不適切事案や失敗事例から学ぶ姿勢を持ち続け、児童の課題を職員一人で抱え込むことのないよう、職員間のコミュニケーションを密にし、チームとしての情報共有を強化する。

さらに、事業団内で集約された重大事故事案資料を全職員に周知し、自己申告等の機会も活用しながら再発防止に向けた意識啓発を図る。

加えて、利用者満足度調査の実施結果を支援・運営の改善につなげる取り組みを推進する。

夜間の支援体制については、1 寮につき 1 名の職員が宿直を行う体制とし、これに加え、事務所勤務の福祉職が、フロアリーダーの宿直がない日に寮のローテーションとは別に宿直を設定し、月間約 10 日程度の応援宿直を確保することで、夜間の安全確保と適切な支援体制の強化を図る。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
虐待等防止委員会	年４回	不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取り組み。
権利擁護委員会	年１０回程度	重点目標、利用者満足度調査、権利についての啓蒙活動等
権利擁護・虐待防止に関する研修受講率	１００％ （全職員実施）	園で実施する権利擁護や虐待防止に関する研修に加えて、事業団共通の虐待防止研修（ｅ-ラーニング）も実施

（4）アクションⅠ－４　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

朝礼やデータベース等によるヒヤリハット事例やリスク情報の全職員への周知、児童の見守り等を徹底するとともに、交通安全講習会の実施などにより事故の未然防止を図る。また、万が一の事故発生に備え救急救命講習会等を実施する。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
事故防止等対策委員会	年４回	ヒヤリハット分析、園内危険個所周知及び視察、情報共有等
交通安全講習会	年１回	交通安全に関する研修
救急救命講習	年１回	消防署による水難事故防止及び AED の操作方法の講習を実施

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

「勝山学園個人情報保護方針」及び「電子個人情報の管理に関する取扱要領」に基づき、日頃から自己点検や事故事例等を職員等に周知し、取組の徹底を図る。

情報セキュリティ研修受講率	１００％
標的型攻撃メール訓練実施率	１００％

ウ　災害、防犯対策の取組

大規模災害発生時において、児童や職員の生命及び安全を確保し、施設機能を維持できるよう、「事業継続計画（ＢＣＰ）及び対応マニュアル」に基づいて、初動体制や夜間の連絡・指揮命令体制等を整備するとともに、定期的な訓練や、計画的な食糧の備蓄を行っていく。また、参集・炊き出し訓練及び事業団全体で施設間の連携協力等についての合同訓練を実施する。併せて不審者対応訓練を実施し防犯体制を強化する。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
防災訓練	年１２回	避難訓練は月１回実施。うち２回は災害応援協定に基づく地域住民参加型総合訓練
不審者対応講習会	年　１回	不審者侵入を想定した対応訓練

エ　感染症対策の徹底

点検票を作成し、児童・職員の検温、手指消毒、住環境の消毒に努める。外部来園者に対しては社会状況に応じ来園時検温、消毒、記名を徹底する。

通院、行事、児童相談所面接等の外出においてもＩＣＴによるリモート実施、感染リスクが高いと予想される場所におけるマスク着用などを励行する。

事　項	実施回数等	内容・協力機関等
感染症対策会議	随時	感染症流行時、園会議において実施。現状分析及び対応について随時検討する。

2　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（1）アクションⅡ－１　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

現在、神経発達症や情緒不安を抱えている児童や中高生など、特別な支援が必要な児童を多く受け入れているが、養育活動は施設内で完結するものではなく、学校や地域の理解、協力がなければ、適切かつ十分な支援を行うことはできない。今後とも、長年にわたり築いてきた学校や地域との良好な関係性を最大限活用し、心理、医療の専門家等とも連携しながら、児童の情緒の安定を図り、自立に向けた支援を充実させていく。

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

一時保護人数	１人
入所理由が被虐児である児童の人数（割合）	全４１人中３６人、８７．８％

〈参　考　令和８年３月１日現在〉

中学生・高校生の人数（割合）	全４１人中２０人、４８．７％
定期的に通院する児童の人数（割合）	全４１人中３１人、７５．６％
うち、精神科に通院する児童の人数（割合）	全４１人中２４人、５８．５％
発達・知的・精神障害の児童の人数（割合）	全４１人中１３人、３１．７％

〈参　考　令和７年６月１日現在〉

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全３７人中１８人、４８．６％

イ　専門的な支援の充実

児童の特性、保護者の状況等に関する分析評価を踏まえ、自立支援計画に基づき、愛着関係の形成、心理的・医療的ケア、社会性向上のためのトレーニング、社会体験、家庭復帰支援等、児童一人一人に即した専門的支援を行っていく。

また、自立支援担当職員等を中心として、在園中からの社会的自立に向けた児童の特性、保護者の状況等に関する分析評価を踏まえ、自立支援計画に基づき、退所後のアフターケアを強化、充実していく。

虐待の影響により、愛着に課題を抱えた児童について、個別支援行事、日常の個別的な関わり、園行事等を活用し、児童と職員の愛着関係を形成する取り組みを積極的に実施する。また地域性を活用し、児童の人生設計につながる経験拡大を図り、自立につなげていく。

（ア）心理的・医療的ケアの充実

児童相談所の医師、心理司の助言を得ながら、施設心理職員・施設看護師によるカウンセリング、セカンドステップ（子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム）、ＣＡＰ（子どもへの暴力防止プログラム）、年齢相応の性（生）教育、服薬支援等に計画的に取り組んでいく。

（イ）アセスメントの徹底

児童の入所に当たっては、担当福祉司を通じ、児童の生育歴及び特性並びに保護者の家族構成や生活状況を詳細に確認・検討し、入所後に施設不調を来たすことのないように十分留意する。

＊　心理職員による児童へのケア

（　）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和８年３月１日現在）

個別面接	延１３５人 （全４１人中１１人、２６．８％）	心理面接、コンサルテーション

ウ　家庭的な寮運営

（ア）自主調理・出張調理

誕生日リクエストメニュー、行事食及び外国料理、キッチンレター（食の豆知識、衛生観念の普及）により毎日の食事に彩りを添えながら食育を推進する。

自主調理	年２４回	各室４回×６室
出張調理	年１２回	各室３回×６室

＜参　考　令和８年３月１日現在＞

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全４１人中４人、９．７％

（２）アクションⅡ－２　高い専門性が発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

ＯＪＴ推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるＯＪＴの推進に園全体で取り組むとともに、ＯＪＴに関する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、ＯＪＴのさらなる活性化・定着化を進める。

また、ＯＪＴの実施にあたって、特定の職員にのみ負担が偏ることのないよう、ベテラン職員、中堅職員、若手職員それぞれのＯＪＴに果たす役割を明確化し、ＯＪＴの活用による職場内コミュニケーションの円滑化に繋げる。

イ　計画的・効果的な研修の実施

高い専門性を発揮できる職員の育成に当たり、特別な支援が必要な児童等に適切に対処できるよう、専門知識及び技術の習得等を目的とした園内外の研修の積極的受講を促進するとともに、職員のキャリアに応じた派遣研修を計画的に実施する。これらの研修成果については、職場への還元を確実に行っていく。

また、外部専門家によるスーパーバイズ及び非常勤医師による定期巡回相談を実施する。さらに、事務処理、接遇等の実務研修についても適宜実施していく。

研修内容	対象者	実施時期
職場内研修（専門、実務）	全職員	年４回
新任等職員育成研修（１～３年目）	該当職員	通年
支援困難児童事例研究会	全職員	通年
施設視察	全職員	通年

ウ　外部専門家、外部医師等との連携

小児精神科専門医の定期医学相談（年２回）に加え定期医学相談（年１２回）を行い、支援困難児童の対応について的確な助言を受け、日常的支援に役立てるとともに地域専門医療機関受診へ繋げる。

（３）アクションⅡ－３　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団全体で取り組んでいる人材確保委員会へ職員を積極的に参加させていく。また質の高い人材を安定的に確保していくため、実習生特別制度の推進、実習生受入れ校への採用ＰＲや希望者向け施設見学会、ホームページによる広報などの取組を実施し、早期に人材を確保できるよう事務局本部と連携をしていく。

イ　職員の離職防止の取組

「チーム勝山」を合言葉に職員の一体感を醸成し、職員が安心して働くことができる職場環境やバックアップ体制の構築を進めることにより離職防止を図る。また管理監督者による面談、上司や同僚と相談できる場等を通じて、日頃から話しやすい職場の雰囲気づくりに努め、職員同士のコミュニケーション活性化につなげていく。

（４）アクションⅡ－４　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

都外施設という特性を活かし、都内民間施設では対応困難な児童福祉法２８条措置ケース等在所秘匿児童を積極的に受け入れる。様々な事情を抱える児童の情報を学校、教育委員会、行政機関、医療機関等と共有し児童の状況に応じた支援環境を構築する。

（５）アクションⅡ－５　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

保育士養成課程の実習生を積極的に受入れ、将来の福祉を担う人材の基礎的育成を展開する。また、近隣施設や学校等の職員や福祉関係者の見学等を積極的に受入れていく。

事　　項	派遣実人数	延日数	派遣先
他団体への講師やファシリテータ等の派遣	１人程度	１日	・他福祉施設、教育機関、団体等
福祉人材養成機関への講師等の派遣	１人程度	１日	・職員の卒業大学等

事　項	実人数／延人数	内　訳
保育士養成機関からの実習生受入れ	３９人／４４５人	大学２２人 短大・専門等１７人
インターンシップの受け入れ	２名程度／８人程度	希望者
研修生の受入れ・施設見学	２０人／２０人	学生・内定者・福祉施設職員・民生委員等

３　施設機能の活用と地域共生の推進

（１）アクションⅢ－１　地域における子育て家庭等を支援

地域参加型研修会等の開催、行政機関、学校等の講習会への講師派遣を行う。

子育てサロンや公開講座等の実施	対象者	実施回数	参加人数
公開研修会の開催	学校教員等	１回	５人

事　　項	実施回数	参加人数
養育家庭・里親向け研修	未定	未定

（２）アクションⅢ－３　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

地域団体との関係性をより深め、学園の有するハード、ソフトを有効的に提供

することで、公益的な取組を展開する。また、地域の防災対策への参加・協力を行い、地域との連携を強化する。

イ　多様な主体との連携

地域の関係団体、ＮＰＯやボランティアとの協働を充実させるなど、様々な社会資源を活用することで、利用者に対し多様なサービスの提供に努めていく。

事　項	延人数	内　容
園芸指導	１２０人	児童への花等の育成指導
かっちゃま祭模擬店	５０人	模擬店の手伝い
高校生社会体験学習等	２４人	高校生の社会体験学習への協力

ウ　地域との連携・協力関係の強化

学園行事への招待、地区祭礼や小中学校の除草作業等環境美化運動、災害時の相互応援などを通じて地域との交流・連携を一層促進させ、地域の一員としての責任と役割を誠実に果たしていく。

また、体育館、グランド、園庭等の施設開放を各戸配布の広報誌を通じて呼びかけるとともに、町行事等の参加協力要請には積極的に応じていく。

内　容	実施回数等	内容等
町民運動会等参加	１回	児童向け運動会
かっちゃま祭	１回	園祭
施設の開放	随時	施設の開放

エ　災害対策における地域との連携

大規模災害発生時において、児童や職員の生命及び安全を確保し、施設機能を維持するとともに、地域と連携し災害対策の充実を図る。学園主催の総合防災訓練において地域合同で訓練を実施する、地域自治会の防災訓練においてグランド等の施設を提供する、災害時には地域自治体、自治会と連携し避難場所を提供するなど様々な取り組みを継続することにより地域との連携を深める。

事　項	実施回数等	内容等
総合防災訓練	２回	災害応援協定に基づく地域住民参加型総合訓練

４　運営体制の強化と経営の透明性

（１）アクションⅣ－２　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

職員が意欲を持っていきいきと働き続けられるよう、職員間でのコミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場づくりを推進するとともに、心身ともに健康に働ける充実した職場環境の整備に努める。

職員アンケート等の機会を通して、業務改善意識の浸透を図るとともに、業務改善提案の活用やその取組が継続できる職場環境づくりを進める

（２）アクションⅣ－３　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

事業団全体の取組にあわせて、庶務事務（勤怠管理、超勤管理、旅費計算など）のＩＣＴ化を推進し、庶務事務の簡便化を図る。また、ＩＣＴ機器の充実を図り各種会議のリモート化を併用することにより、移動による負担を軽減する。

ＩＣＴ機器の更新、事務什器の更新などによりハード面の執務環境を整備し、業務効率の向上を図る。

（３）アクションⅣ－４　経営の健全化のための財源の確保

業務の見直しや契約内容の精査など効率的な施設経営に努めるため、必要に応じて「業務改善 PT」を継続し、日々の業務の効率化を図るとともに、節電対策や温暖化対策等の環境にも配慮した取組を積極的に推進する

（４）アクションⅣ－５　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

コンプライアンス研修を通じて、職員の倫理観の醸成に引き続き取り組み、職員一人一人のコンプライアンスの強化・向上を図る。また年間を通じて重大事故ゼロ運動に取り組む。

コンプライアンス研修受講率	１００％